

令和 6 年度

稚内（部）昇圧トランス設置工事
仕 様 書

第一管区海上保安本部

第 1 章 工事概要

1 工事名称

稚内（部）昇圧トランス設置工事

2 施工場所

稚内港中央ふ頭-5.5m南岸壁

3 履行期限

契約日から令和 7 年 3 月 2 8 日

4 工事概要

上記施工場所にあるコンクリート基礎上に、昇圧トランスの設置を行う。

5 その他

【管理部署・本部監督職員】

第一管区海上保安本部 経理補給部経理課 営繕係

所在地：〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号（小樽地方合同庁舎）

電話：0134-27-0118（内線 2226, 2227, 2228）

【現地監督職員】

第一管区海上保安本部 稚内海上保安部

所在地：〒097-0023 稚内市開運 2 丁目 2 番 1 号

電話：0162-22-0118

第2章 各章共通事項

1 適用範囲

本工事は、設計図書・参考図書及び仕様書に従い、施工するものとする。

2 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。

設計図書及び工事関係図書を工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。

ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

3 設計図書の疑義

設計図書等に疑義が生じた場合又は、明示のない場合は、書面をもって通知し、監督職員と協議のうえ内容を確定する。

4 疑義に対する協議等

設計図書等に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難もしくは不都合が生じたときは、監督職員と協議し、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。

5 官公署その他への手続き等

工事の着手、施工及び完了にあたり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な手続き等は直ちに行い、生じた費用は受注者が負担すること。

また、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供すること。

6 機材の品質等

使用する材料は、設計図書等に定める品質及び性能を有する新品とする。

なお、新品とは品質及び性能が製造書から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがあるものを除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。

7 材料・機器の保管

工事中材料及び機器の保管は、周囲の状況に応じて位置、構造等を定め、特に火気に注意しなければならないものについては関係法規に従い設置する。

8 工事現場の安全衛生管理

(1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令等に従ってこ

れを行う。ただし、別に責任者が定められた場合はこれに協力する。

- (2) 工事現場は、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。

9 災害及び公害の防止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。

- (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (2) 公害の防止に努める。
- (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督職員と協議する。
- (4) 気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。
- (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。なお、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な保障をしなければならない。

10 養生・後片付け

- (1) 在来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚損又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生・保護を行う。
- (2) 工事完成に際しては、敷地内及びその周囲の清掃片付けを行う。
- (3) 工事施工場所に損傷を与えた場合は、受注者側で復旧を行い、要した費用は受注者負担とする。

11 発生材の処理

- (1) 発生材のうち特記により引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督職員に引き渡す。
- (2) 引渡しを要しないものはすべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理する。

12 工程表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。

13 施工計画書

着工に先立ち、監督職員から施工計画書の作成を求められた場合、速やかに作成し、監督職員の承諾を受ける。

14 施工

施工は、設計図書及び「12、13」による監督職員の承諾を得たものに従って行う。

15 工事写真

- (1) 工事工程写真及び完成写真の撮影及び写真の整理方法等詳細は「工事写真の撮り方」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。
- (2) 工事工程写真及び完成写真は、原則として各一部ずつ監督職員に提出する。

16 竣工検査

- (1) 竣工検査とは、工事完成確認をするために検査職員が行う検査をいう。
- (2) 竣工検査には、現場代理人が立ち会うものとする。なお、検査指摘事項については、請負者の負担において適切な措置を講じなければならない。

17 その他

- (1) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。
- (2) 請負金額の支払い時期等その他の事項については契約書に基づくものとする。

第3章 特記仕様

本工事は本仕様書及び設計図書のほか、国土交通省が定めた「土木工事共通仕様書」及び「港湾工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」その他関係法令によるものとする。

1 工事内容

(1) 昇圧装置設置

- ・ 下記仕様の昇圧トランス1台を作成し、既設リース品の昇圧トランスと交換すること。なお、これに伴い必要なリース品の撤去及び電源ケーブルの接続等を行うこと。
- ・ 同昇圧トランスは別紙2で図示するコンクリート基礎（W1, 200×D1, 700×H700）の上に、固定すること。

【昇圧トランス規格】

乾式昇圧トランス 3φ100KVA（耐塩塗装）TAP170～220
（別紙1 器機図面参照）

本装置の設計・製造及び検査に際しては、本仕様書によるほか、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会（JEC）及び日本電気工業会（JEM）に準拠する。

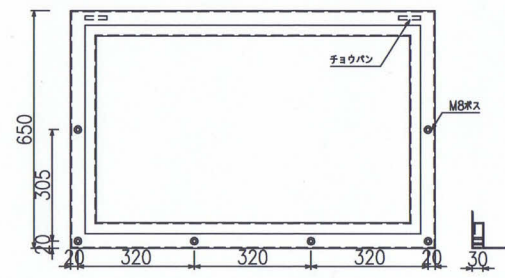
(2) 安全対策

昇圧装置の危険を知らせる表示等の安全対策を行うこと。

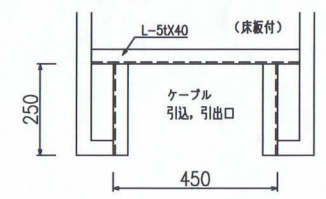
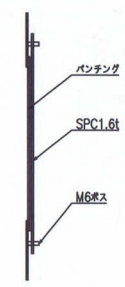
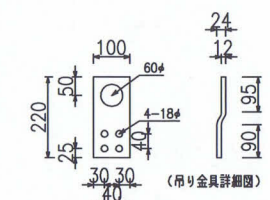
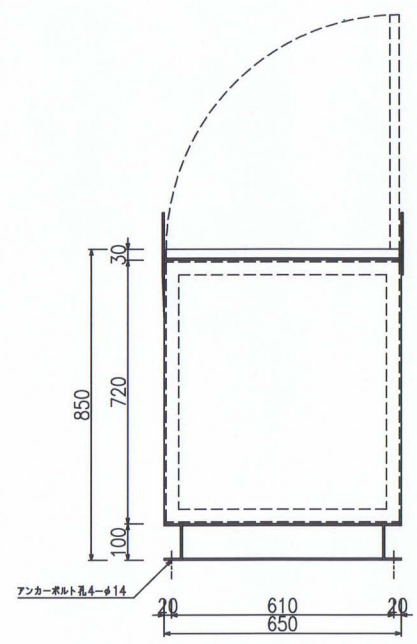
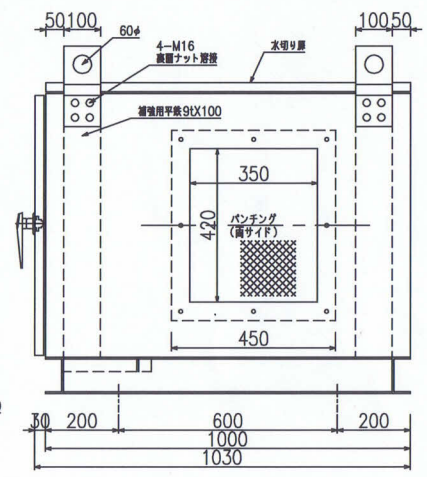
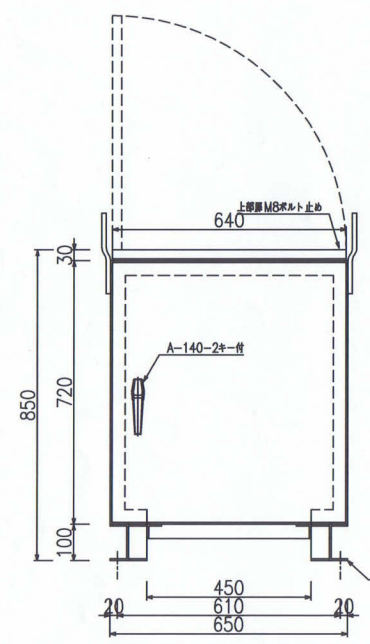
2 その他

- (1) 工事施工日は、監督職員と十分に打ち合わせを行う。
- (2) 付近建物及び工作物等に損傷や汚損をしないこと。
- (3) その他施工に際し、仕様書、図面にない内容については、監督職員と打合せのうえ、承認を受ける。
- (4) 工事完了後は速やかに監督職員に連絡のうえ、検査職員の立会いによる工事完成検査を受けること。工事完了は、工事完成検査の検査合格をもって完了とする。

別紙 1 - 1



上面図

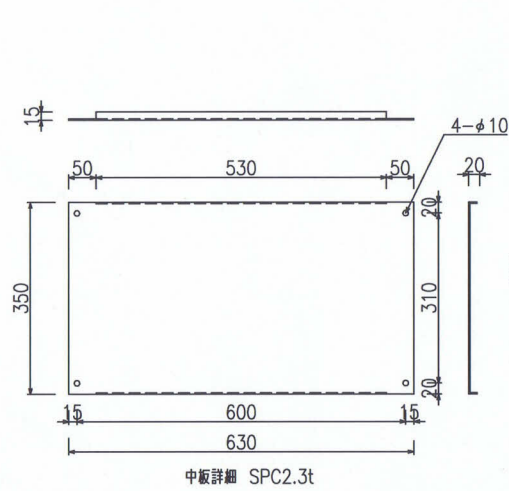


総重量 約650kg

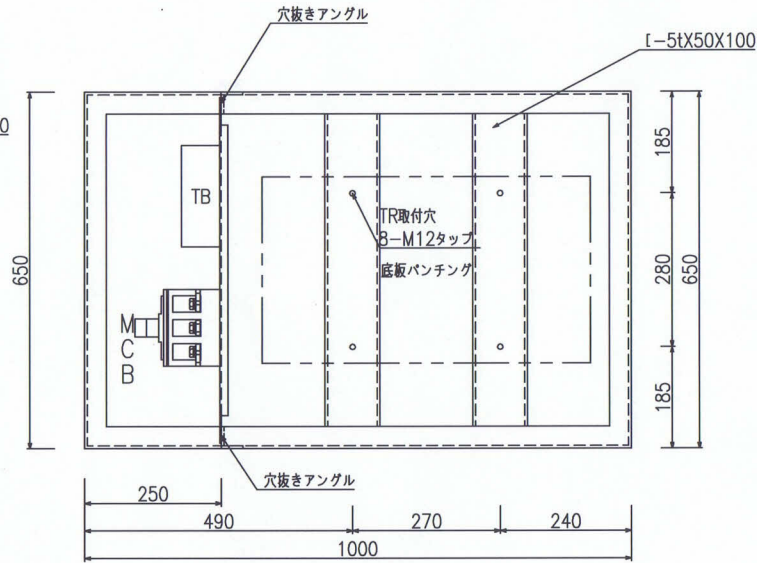
2024 05 24

ボックス仕様		塗装色	マンセル記号	数量	面
形式			N/7		
函体	t	乾式昇圧トランス 3φ 100KVA			
扉	t				
ベース	t	需要先			
品番					
		注文先			
官 設 製	縮尺	1/15	F- STRB3-100K-1		

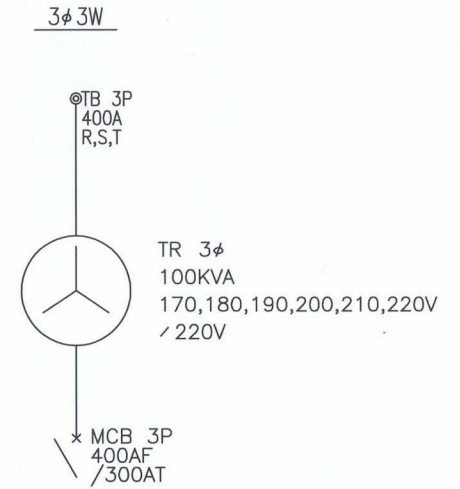
別紙 1 - 2



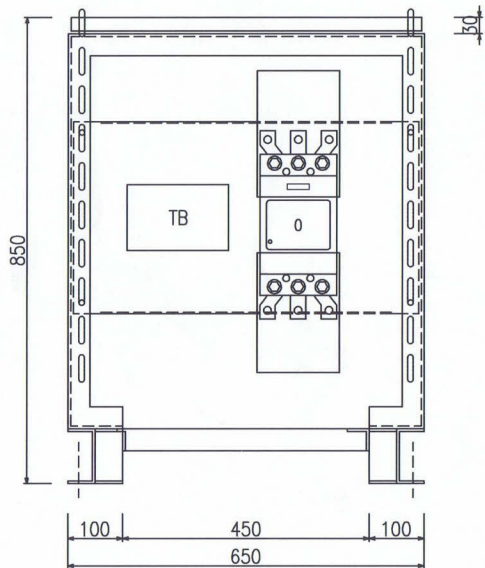
中板詳細 SPC2.3t



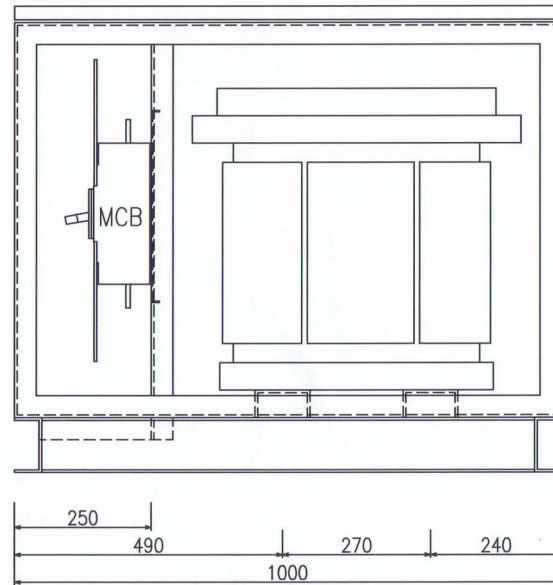
上面内部図



A
B
C
D
E
F
G
H
I



正面内部図

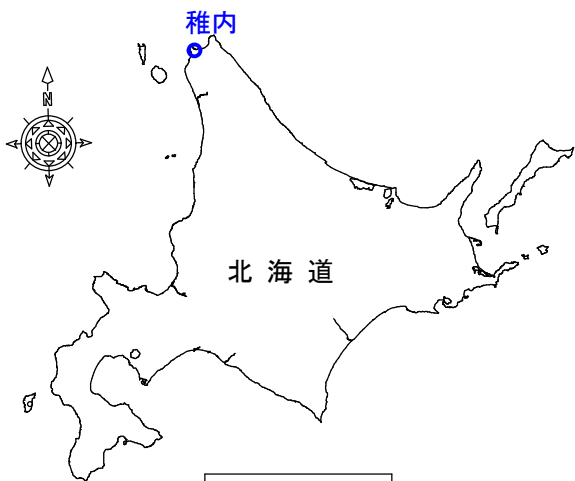


側面内部図

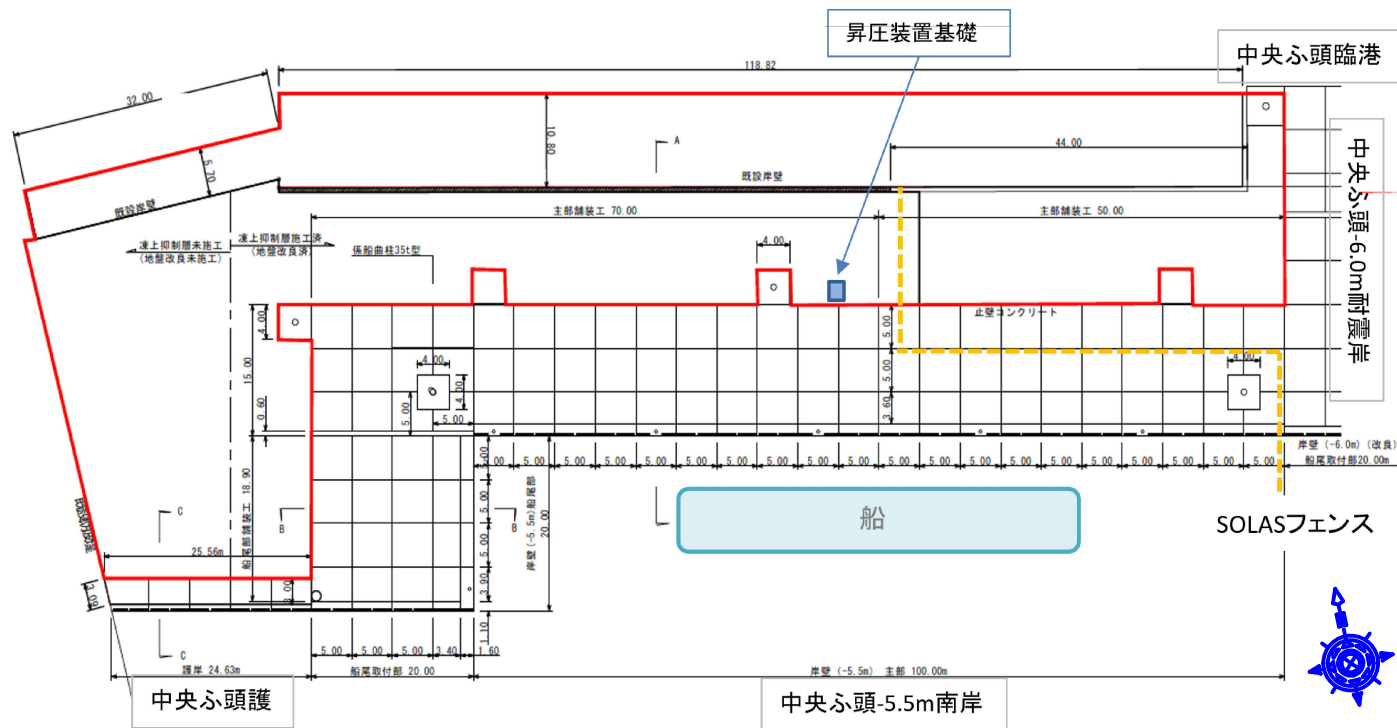
2024 05 24

ボックス仕様		塗装色	マンセル記号	数量	面
形式			N/7		
函体	t	名称 乾式昇圧トランス 3φ 100KVA			
扉	t				
ベース	t	需要先			
品番					
		注文先			
管 設 製	縮尺	1/10		F- STRB3-100K-2	

別紙 2



位置図



岸壁平面図

